

予算項目	管渠建設事業費 委託料
委託番号	委託 第82号

# 設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	主任監督員	検 算	監督員

年 度	令和5年度	作 成 年 月 日	令和6年1月10日	履行期間	から
委 託 名	管渠実施設計(基本設計)業務委託(23824)				令和6年10月31日
委 託 場 所	中通三丁目地内ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	[国 補]・ 県 補 ・ 市 単				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設計額 (円)		管路施設実施設計(基本設計) 1式	
	業務価格			
	消費税等相当額			
	業務委託費			
			主任監督員 (職名)氏名	
			監督員 (職名)氏名	

# 箇所図

雨水

23824 中通三丁目地内ほか

S=1:10,000



管渠実施設計(基本設計)業務委託(中通・南通・櫛山地内)

秋田市上下水道局下水道整備課

# 管渠実施設計業務委託標準仕様書 (基本設計)

## 第1章 総 則

### 1-1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図等の作成を行うことを目的とする。

### 1-2 標準仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

### 1-3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

### 1-4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1-5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 1-6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 1-7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。

### 1-8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

### 1-9 提出書類

受託者は、業務の完了に当たって、契約事項に定めるもののほか、下記の書

類を提出しなければならない。

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

- (1) 業務（完了・一部完了）報告書
- (2) 成果品引渡書
- (3) 業務委託料請求書等

#### 1-10 管理技術者および技術者

1 受託者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

なお、管理技術者は、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

3 管理技術者は専任の者を配置しなければならない。また、受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

#### 1-11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1-12 成果品の審査および納品

1 受託者は、成果品完成後に秋田市上下水道局（以下「局」という。）の審査を受けなければならない。

2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

3 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、局の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

4 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1-13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたいときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1-14 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 1-15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、局と協議のうえ、これを定める。

## 第2章 調査

### 2-1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物その他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署および企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

### 2-2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

### 2-3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等の地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

### 2-4 公私道調査

道路、水路等について公図ならびに土地台帳により調査確認しなければならない。

### 2-5 在来管調査

在来管調査は、「2-3 地下埋設物調査」で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホールおよびますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。

なお、当該調査は別途計上とする。

## 第3章 設計一般

### 3-1 打合せ

1 業務の実施に当たって受託者は、監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項を都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

2 設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、局と受託者は打

合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 3-2 設計基準

設計に当たっては、局の指示する図書および本仕様書「第7章 参考図書」に基づき設計を行ううえで基準となる事項について、局と協議し定めるものとする。

### 3-3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議のうえ、これらの解決に当たらなければならない。

### 3-4 設計の資料

設計の計算根拠および資料はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 3-5 事業計画図書の確認

受託者は、本仕様書「第2章 調査」の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

### 3-6 参考資料の貸与

局は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を、所定の手続きによって貸与する。

### 3-7 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献および資料名を明記しなければならない。

## 第4章 設計細則（基本設計）

### 4-1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には調査員の承諾を受けなければならない。

#### (1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に施工箇所を記入する。

#### (2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S=1/2,500$ ）は、事業計画において作成した区画割図面に基づいて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形

状、管径、勾配、区間距離、区画の面積および幹線・排水区又は処理区等の名称等を記入すること。

### (3) 縦断図面

縦断図面（S=縦1/100、横1/2,500）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被りおよび河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等および河川の現在と計画の底高、高水位ならびに幹線、処理区等の名称を記入すること。

### (4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表の基づいて、管きよの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

### (5) 概略構造図

概略構造図（S=1/50～1/100）は、縦断面図と同一記号を用いて作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室および吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

## 4-2 概略工法検討

概略工法検討業務は設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うのである。ただし、箇所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

## 4-3 報告書

報告書は、当該設計に係る取りまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

# 第5章 照 査

## 5-1 照査の目的

受託者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、更に照査を実施し、設計図書に誤りがないうよう努めなければならない。

## 5-2 照査技術者

受託者は、遺漏なき照査を実施するため、技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

### 5-3 照査事項

受託者は、設計全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法およびその内容について
- (3) 設計計画（設計方針および設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

## 第6章 提出図書

### 6-1 提出図書

提出図書は、次により提出しなければならない。

### 6-2 実施設計関係提出図書（基本設計）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 実施設計（基本設計）検討書		A4・3部
(2) 実施設計（基本計画）図		A3・3部
(3) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き3部
(4) 区画割施設平面図	1/2,500	〃
(5) 縦断面図	縦1/100、横1/2,500	〃
(6) 流量計算表		A4又はA3・3部
(7) 概略構造図	1/10～1/100	原図一式・白焼き3部
(8) 概略工法検討書		A4・3部
(9) 報告書		〃
(10) 打合せ議事録		〃
(11) その他参考資料（地下埋設物調査資料他）		原稿一式
(12) 電子成果品		一式

## 第7章 参考図書

### 7-1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 秋田市上下水道局下水道工事共通仕様書
- (2) 秋田市土木工事共通仕様書
- (3) 秋田県土木工事共通仕様書

- (4) 秋田市道路占用許可基準
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (11) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (18) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (19) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (20) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (21) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (22) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (23) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (24) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (25) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (26) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

## 管渠実施設計業務委託特記仕様書

### 1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「管渠実施設計業務委託標準仕様書」の第1章1-1および1-2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

### 2 業務の目的

本業務は、雨水管渠施設の基本設計を実施するものである。

### 3 業務の対象

- (1) 名称 管渠実施設計（基本設計）業務委託（23824）
- (2) 位置 （別途箇所図のとおり）
- (3) 排水面積 約134ha
- (4) 備考 秋田市上下水道局を含む関係機関との協議資料についても必要に応じて作成するものとする。

図面データの作成にあたっては、当課で使用しているJWCAD（JWW形式又はDXF形式）で編集可能な形式として納品すること。

AutoCAD作成データを変換した場合は文字化け等が生じるため、再編集してから納品すること。

### 4 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜連絡を取り、業務の内容等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、速やかに受託者が記録簿等に記録し、相互に確認しなければならない。なお、本業務に係る打合せは、業務着手時、業務完了時、業務中間時1回の計3回としており、必要に応じて打合せ回数を変更するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

# 業務委託費内訳書

業務名	管渠実施設計(基本設計)業務委託 (23824)				業 種 目	下水道設計業務 下水道施設設計業務委託	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下水道施設設計業務委託		式	1				
管路施設		式	1				
管路施設実施設計(基本設計)		式	1				
管路施設実施設計(基本設計)	規格: φ2600, L=2200m	式	1				内 1号
管路施設:報告書作成・設計協議		式	1				
管路施設:報告書作成	規格: φ2600, L=2200m	式	1				内 2号
管路施設:設計協議	規格: φ2600, L=2200m	式	1				内 3号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費	下水道施設設計業務	式	1				
直接原価(その他原価除く)		式	1				
その他原価		式	1				内 4号



# 参 考 図 書

業務委託番号  
業務名

管渠実施設計(基本設計)業務委託 (23824)

## 「留意事項」

- 1 参考図書は「真摯で機動性のある見積り」を目的に提示するものである。
- 2 参考図書は、発注者が用いた積算資料を、参考として提示するもので、契約上拘束するものではない。
- 3 参考図書の内容は、設計図書の変更あるいは誤びゅうによるもの以外、設計変更の対象としない。

# 1 次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	管路施設実施設計(基本設計)	規格: φ 2600, L=2200m					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	調査 資料収集		式	1			内 6号
	調査 現地踏査		式	1			内 7号
	調査 地下埋設物調査		式	1			内 8号
	調査 公私道調査		式	1			内 9号
	設計計画		式	1			内 10号
	流量断面計算		式	1			内 11号
	概略工法検討		式	1			内 12号
	図面作成		式	1			内 13号
	照査		式	1			内 14号
	合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	管路施設:報告書作成	規格: φ 2600, L=2200m				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
報告書作成(基本設計)		式	1			内 15号
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	管路施設:設計協議	規格: φ 2600, L=2200m				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
設計協議 管路施設実施設計(基本設計)		式	1			内 16号
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	その他原価					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）		式	1			
$\alpha / (1 - \alpha)$		%				
その他原価		式	1			
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	一般管理費等					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価		式	1			
$\beta / (1 - \beta)$		%				
一般管理費等		式	1			
調整額						
合計						



# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 7号	調査 現地踏査					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師(A)		人				
技師(B)		人				
合計						

# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 8号	調査 地下埋設物調査					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師(A)		人				
技師(B)		人				
技師(C)		人				
技術員		人				
合計						

# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 9号	調査 公私道調査					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(B)		人				
技師(C)		人				
合計						

# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 10号	設計計画						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	理事・技師長		人				
	主任技師		人				
	技師(A)		人				
	技師(B)		人				
	技師(C)		人				
	合計						

# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 11号	流量断面計算					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師(A)		人				
技師(B)		人				
技師(C)		人				
技術員		人				
合計						

# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 12号	概略工法検討						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	理事・技師長		人				
	主任技師		人				
	技師(A)		人				
	技師(B)		人				
	技師(C)		人				
	技術員		人				
	合計						



# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 14号	照査						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
理事・技師長		人					
主任技師		人					
合計							

# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 15号	報告書作成(基本設計)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師(A)		人				
技師(B)		人				
技師(C)		人				
合計						

# 2次内訳書

単価使用年月	2024.01
歩掛適用年月	2024.01
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 16号	設計協議 管路施設実施設計(基本設計)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
主任技師		人					
技師(A)		人					
技師(B)		人					
合計							